

判定制度を活用した 標準必須性に係る判断について

特許庁
2017年11月

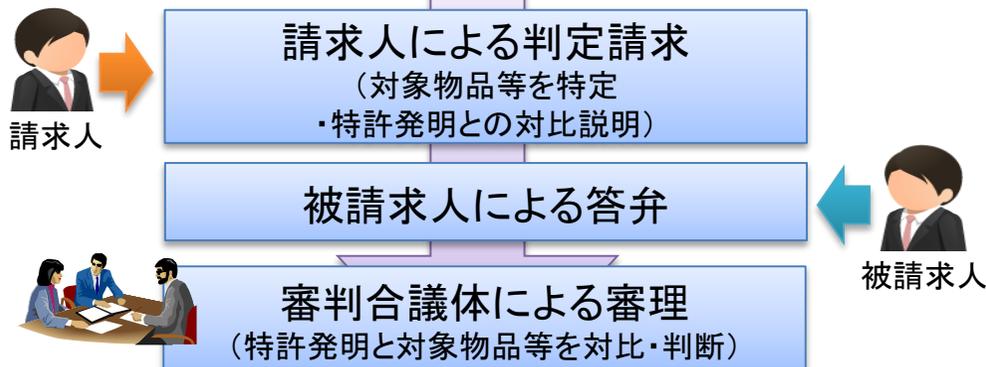
1. 判定制度を活用した標準必須性に係る判断に向けた対応(案)

- 標準必須特許を巡る紛争の早期解決のため、**判定制度を活用して特許発明の標準必須性に係る判断**を特許庁に求めることができる点について、**運用を明確化し、早期の実施に向けて検討を進める。**
- 判定結果を公開**することで標準必須特許に関する情報の透明性が向上。

特許法 第七十一条 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

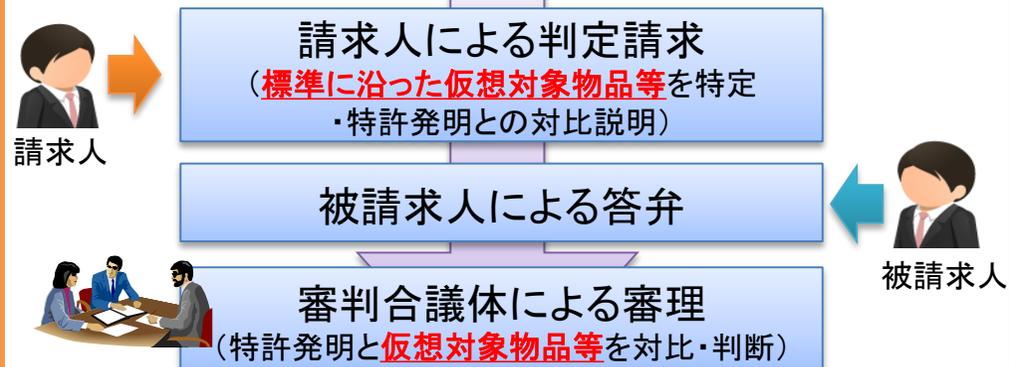
一般的な判定



判定

(対象物品等が特許発明の技術的範囲に属する／属しない)

判定制度を活用した標準必須性に係る判断



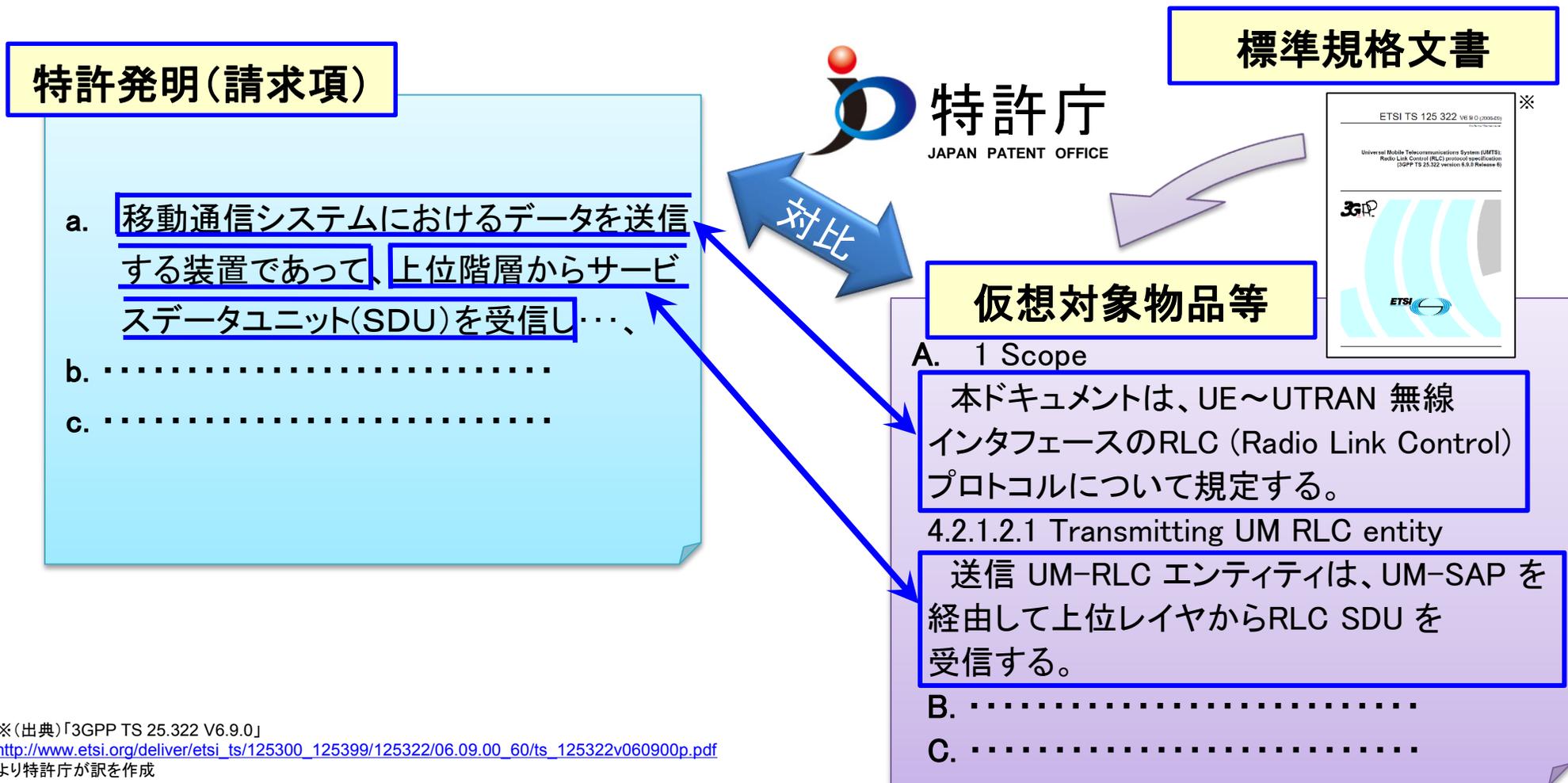
判定

(仮想対象物品等が特許発明の技術的範囲に属する／属しない)

仮想対象物品等が技術的範囲に属していれば
特許発明は標準必須であると判断可能

2. 判定制度を活用した標準必須性に係る判断のイメージ(案)

- 請求人は、標準規格文書から記載事項を抽出して、**標準に沿った仮想対象物品等**を具体的に特定。
- 特許発明と仮想対象物品等とを対比。
- 仮想対象物品等が技術的範囲に属していれば**特許発明は標準必須であると判断し得る**。



※(出典)「3GPP TS 25.322 V6.9.0」
http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf
より特許庁が訳を作成